

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年3月22日

支出負担行為担当官

北海道開発局釧路開発建設部長 田村 桂一

1 工事概要

- (1) 工事名 釧路港土砂処分場護岸裏込工その他工事
(電子入札対象案件)
(電子契約対象案件)
- (2) 工事場所 北海道釧路市
- (3) 工事内容 釧路港西港区
航路・泊地(-14m)
土砂処分場護岸
構造物撤去工 1式
裏込工 1式
裏埋工 1式
仮設工 1式
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和7年3月24日まで。
- (5) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。
なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えることができる。
- (7) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙方式に代えるものとする。
- (8) 本工事は、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)提出の際に、申請書のみを受領し、入札時に競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)及び施工計画を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(施工能力評価型Ⅰ型)の試行工事である。
- (9) 本工事は、入札書と資料の同時提出を行う工事である。
- (10) 本工事は、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
- (11) 本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン」の試行対象工事である。
- (12) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
- (13) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。
- (14) 本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしづ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。
- (15) 総価契約単価合意方式の適用
- ア 本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。
- イ 本方式の実施方式としては、

- (ア) 単価個別合意方式(工事数量総括表の細別の単価(一式の場合は金額。(イ)において同じ。)のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式)
- (イ) 包括的単価個別合意方式(工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式)
- があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、アの協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。
- ウ 受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。
- エ その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。
- (16) 本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
- (17) 本工事は、北海道開発局発注工事で主作業船を使用した一次下請け施工実績を競争参加要件の「同種工事の施工実績」として認める試行工事である。
- (18) 本工事は、建設業における中長期的な担い手確保を目的に、受注者からの申し出により本工事を通じたインターンシップを受け入れた際には、これに要した経費を設計変更にて計上できるインターンシップ支援試行工事である。
- (19) 本工事は、配置予定登録基幹技能者等を審査し、評価する試行工事である。
本工事における登録基幹技能者等の活用職種・資格は以下のとおりとする。
- ・登録基幹技能者(海上起重)
 - ・優秀施工者国土交通大臣顕彰者(通称:建設マスター)(建設機械運転工(海上工事))
- (20) 本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。
- (21) 本工事は、発注者から工事費内訳書(様式)を配布する試行工事である。
- (22) 本工事は、施工期間中の荒天休止等の実態に基づき、供用係数の精査及び必要に応じて工期の延伸を可能とする荒天リスク精算型の試行工事である。
- (23) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の対象工事(主たる工種が屋外作業)である。
- (24) 本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
- (25) 本工事は、令和6年度本予算が成立し契約に係る事務手続きが整った場合についてのみ有効である。

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする経常建設共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格が、単体としてA等級、B等級若しくは格付特例B等級(令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格において、競争環境の変化の経過措置として認められた格付特例をいう。)の決定を受けていること、又は経常建設共同企業体としてA等級の決定を受けていること。ただし、B等級又は格付特例B等級の者が競争に参加する場合は、「一般土木」の技術評価点数が820点以上であること。

また、経常建設共同企業体で上記の一般競争(指名競争)参加資格の決定をA等級として受けしており、かつ、経常建設共同企業体として釧路開発建設部に競争参加を希望している者は、単体として参加できない(経常建設共同企業体の他の構成員が指名停止措置要領に基づく指名停止を受けたことにより、経常建設共同企業体として参加できない場合を除く。)。

なお、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争(指名競争)参加資格の再決定を受けていること。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 平成20年度以降に、引渡しの完了した次のア又はイの工事を元請けとして施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。

次のア又はイの工事を元請けとして施工した実績がない場合は、平成20年度以降に北海道開発局発注工事で一次下請けとして完成・引き渡しの完了した次のアの工事で自社保有又は共同保有している主作業船(旋回起重機船、固定起重機船、クレーン付台船)で施工した実績を有すること。

ただし、共同企業体の場合は、当該共同企業体として、又は構成員のいずれか1社が上記の施工実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ア 同種性が認められる工事

- ・港湾または漁港における重力式の防波堤・防波護岸の施工実績(ケーソンまたはブロック製作のみの工事を除く)

イ より同種性の高い工事

- ・港湾または漁港における重力式の防波堤・防波護岸の石材等投入の施工実績(石材等投入の種類は基礎捨石、被覆石、根固石、裏込石とする)

- (5) 次に掲げる当該工事での留意事項等(以下「施工計画」という。)が適正であること。
 - ・土砂処分場裏込工施工における留意事項について
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、現在他の工事に従事している場合、落札決定日からおおむね7日以内に当該工事に配置できる技術者であること。

ア 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、共同企業体の場合は、構成員のいずれか1社が上記の資格を有する者を配置することとし、その他の構成員については、2級以上の国家資格を有する主任技術者を配置するものとする。

イ 平成20年度以降に、上記(4)に掲げる工事を元請けの技術者として従事した経験を有する者であること。

上記(4)に掲げる工事を元請けの技術者として従事した経験がない場合は、平成20年度以降に北海道開発局発注工事で一次下請けとして完成・引き渡しの完了した上記(4)アの工事で自社保有又は共同保有している主作業船(旋回起重機船、固定起重機船、クレーン付台船)で施工した工事において、主任技術者として従事した経験を有する者であること。

ただし、共同企業体の場合は、構成員のいずれか1社の主任技術者又は監理技術者が上記(4)本文に掲げる工事の経験を有していればよい(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ウ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

- (7) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領(昭和60年4月1日付け北開局工第1号)に基づく指名停止を受けていないこと(共同企業体の場合は、全構成員が該当しない者であること。)。
- (8) 次に掲げる要件を満たす工事成績を有すること。

- ア 北海道開発局発注工事の令和3年度及び令和4年度の工事成績評定点の平均が65.0点以上の者であること。
また、どちらか単年度の受注実績しかない場合は、実績のある年度の工事成績評定点の平均とする。下記イ・ウ・エ・オ・カについても同じ。
- イ 共同企業体にあっては、北海道開発局発注工事の令和3年度及び令和4年度の工事成績評定点の平均が65.0点以上の者であること。
- ウ 令和3年度及び令和4年度の実績がない者については、令和元年度及び令和2年度の工事成績評定点の平均が65.0点以上の者であること。
- エ 令和3年度及び令和4年度、令和元年度及び令和2年度の実績がない者については、平成29年度及び平成30年度の工事成績評定点の平均が65.0点以上の者であること。
- オ 令和3年度及び令和4年度、令和元年度及び令和2年度、平成29年度及び平成30年度の実績がない者については、平成27年度及び平成28年度の工事成績評定点の平均が65.0点以上の者であること。
- カ 令和3年度及び令和4年度、令和元年度及び令和2年度、平成29年度及び平成30年度、平成27年度及び平成28年度の実績がない者については、平成25年度及び平成26年度の工事成績評定点の平均が65.0点以上の者であること。
- キ 施工実績のない者の工事成績評定点は65点として扱う。
- (9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと(共同企業体の場合は、全構成員が該当しない者であること。)。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。
- (11) 北海道内に建設業法に基づく本店が所在すること(共同企業体の場合は、構成員のいずれか1社が有すること。)。
- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (13) 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)の配置を認めない。

3 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価の方法

本工事の総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する方式である。

- ア 入札説明書に示した競争参加資格を満たしている場合に、「標準点」100点を付与する。
イ 資料に示された実績、施工計画により最高47.0点の「加算点」を与える。

評価項目は次のとおり。

- (ア) 企業の能力等に関する事項
(イ) 配置予定技術者の能力に関する事項
(ウ) 施工計画に関する事項
(エ) 地域精通度に関する事項
(オ) 地域貢献度に関する事項

ウ 施工体制に関する審査を行い、最高30点の「施工体制評価点」を与える。

評価項目は次のとおり。

- (ア) 品質確保の実効性
(イ) 施工体制確保の確実性

エ 得られた「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値(以下「評価値」という。)を用いて落札者を決定する。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件、入札の評価に関する基準等については入札説明書において明記する。

(2) 落札者の決定

入札参加者は価格をもって入札する。「標準点」に「加算点」及び「施工体制評価点」を加えた点数をその入札価格で除して評価値を算出する。次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

- ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- イ 評価値が、標準点(100点)を予定価格で除した数値を下回らないこと。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒085-8551 北海道釧路市幸町10丁目3番地
北海道開発局釧路開発建設部契約課上席契約専門官(工事入札担当)
TEL 0154-24-7120(ダイヤルイン)

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、令和6年3月22日から令和6年4月17日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分(最終日は入札書受付締切予定時刻である10時00分)まで、電子入札システムにより交付する。

ただし、紙入札により参加を希望する場合は、入札説明書を記録するためのCD-R及び返信用封筒(表に申請者の郵便番号、住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金(100gまでは460円。それを超える場合は適当な料金とする。)に相当する切手を貼った角形2号封筒とする。)を同封し、下記に郵送(簡易書留に限る。)又は託送(簡易書留と同等のものに限る。)により申し込みすること。申し込み受付後、交付する。

ア 申込日時 上記に同じ

イ 申込先 〒085-8551 北海道釧路市幸町10丁目3番地
北海道開発局釧路開発建設部契約課上席契約専門官(工事入札担当)
TEL 0154-24-7120(ダイヤルイン)

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

ア 申請書

令和6年3月22日 9時00分から令和6年4月11日 13時00分まで
上記4(1)に同じ。

電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、原則として持参、書留郵便(提出期間内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により提出すること。

イ 資料

4(5)に同じ。

提出方法については入札説明書参照。

(4) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

令和6年3月22日から令和6年4月17日まで(利付国債の提供の場合は令和6年4月3日まで)

〒085-8551 北海道釧路市幸町10丁目3番地
北海道開発局釧路開発建設部契約課上席契約専門官
TEL 0154-24-7120(ダイヤルイン)

持参、書留郵便(提出期間内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により提出すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、令和6年4月17日 10時00分までに、電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、北海道開発局釧路開発建設部契約課に持参、書留郵便(提出期間内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により提出すること。

開札は、令和6年5月21日 10時00分 北海道開発局釧路開発建設部入札執行室において行う。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本国語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行釧路支店)。ただし、利付国債の提供(取扱官庁 北海道開発局釧路開発建設部)又は銀行等の保証(取扱官庁 北海道開発局釧路開発建設部)をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。
- イ 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行釧路支店)。ただし、利付国債の提供(取扱官庁 北海道開発局釧路開発建設部)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 北海道開発局釧路開発建設部)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行い、又は公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 契約締結後のVE提案 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には、請負代金額の変更を行うものとする。詳細は、特記仕様書等による。
- (5) 落札者の決定方法
- ア 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、上記3(2)に定めるところに従い評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
- イ 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする(詳細は、入札説明書による。)。
- (6) 配置予定監理技術者の確認 落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、資料の差し替えは認められない。
- (7) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約するときは、専任の監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある(入札説明書参照)。
- (8) 契約書作成の要否 要
- (9) 開札後に施工体制の確認に関してヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある(入札説明書参照)。
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)と同じ。
- (11) 一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けていない者も上記4(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (12) 受注者の責めにより、評価内容を遵守することができない場合は、工事成績評定点から減点する。
- (13) 本工事について、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、工事完了後に行う工事コスト調査に係る資料を公表するものとする。
- (14) 競争参加資格の地域要件又は総合評価に関する事項において、支店又は営業所(以下「営業所等」という。)を設定している工事について、営業所等が所在することにより競争参加資格を有した者又は総合評価に関する事項において評価された者に対して、営業所等に関する確認資料の提出を求めることがある。
なお、建設業法上、営業所等の専任技術者は、所属営業所等に常勤していることが原則であることから、提出された資料を基に、建設業許可行政庁に照会することがある。
- (15) 詳細は、入札説明書による。